

## 感染症による出席停止について

下記の疾病は、学校保健安全法施行規則に基づき、他の児童・生徒に感染するおそれのある期間は、登校できないことになっています。医師が感染のおそれがないと認めるまで、登校を見合わせていただきますので、ご了承ください。なお、この出席停止期間については欠席扱いにはなりません。

お子様が登校を再開する際、下の「登校許可届」をご記入の上、学校にご提出ください。

## 《感染症の種類と出席停止》

該当の感染症の色を付けてありますので出席停止期間をご確認ください。

	疾病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎（A型）、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、その他医師が感染すると認めたもの	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

## 登校許可届

清瀬市立清瀬第四小学校長 殿

記載日 令和 年 月 日

児童名 年 組

(病名) により、 月 日から 月 日まで療養して

いましたが、 月 日より登校させます。

(診ていただいた病院名)

保護者名

